

法人役員等報酬規程

社会福祉法人 七戸美光園

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人七戸美光園の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事、役員等とは理事、監事及び評議員をいう。
2 報酬は法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会出席等の報酬)

第3条 役員等の理事会及び評議員会出席等の報酬は、別表1により支払うことができる。

(理事及び監事の報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
2 理事及び監事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人業務等出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
2 旅費は実費を支給する。
3 業務遂行に必要な経費は原則として実費を支給できる。
4 旅費は実情を考慮し増額することができる。
5 旅費等は原則として事前に概算額を支払い出張終了後精算する。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員はこの規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成25年4月1日より適用する。

法人役員等報酬規程別表

別表 1 (年額)

名 称	報 酬
理事会等出席報酬	25,000円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事長業務報酬等	7,000円	3,000円
理事等業務報酬等	5,000円	3,000円

別表 3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	そ の 他
(実 費)	10,000円	(実 費)

沿革

- 平成 25 年 4 月 1 日 制定
- 平成 29 年 4 月 1 日 評議員の条項を追加
- 令和 3 年 12 月 1 日 第 3 条（理事会及び評議員会出席の報酬）文言の削除、第 4 条（理事の報酬等）監事を追加、別表 1 の出席報酬減額、別表 2 の実費弁償費増額